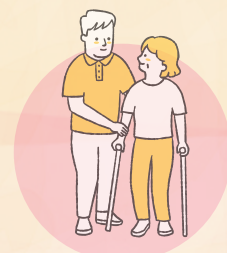


サービス提供事業所

- 本事業のための事業所登録は必要ありませんが、本事業によるヘルパー派遣に係る契約を利用希望者と取り交わします。
- ヘルパーを派遣できるのは、利用希望者が支給決定を受けている重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同一サービス種別の指定障害福祉サービス事業所です。ヘルパーは該当の障害福祉サービスの資格要件を満たしている必要があります。
- サービス費用の請求方法は、障害福祉サービスと異なります。

利用者負担額

- 利用したサービス費用の1割が利用者負担額となります。
- 障害福祉サービスで決定されている利用者負担上限額と同額を負担上限額とします。
- 本事業の負担上限額は、障害福祉サービスとは別に適用します。



問い合わせ内容

問い合わせ先

事業全般について

高齢・障害者支援課 障害支援班 電話：042-769-8355

実際のサービス 利用について

緑区

橋本・大沢地区

緑高齢・障害者相談課
電話：042-775-8810

城山地区

城山福祉相談センター
電話：042-783-8136

津久井地区

津久井高齢・障害者相談課
電話：042-780-1412

相模湖地区

相模湖福祉相談センター
電話：042-684-3215

藤野地区

藤野福祉相談センター
電話：042-687-5511

中央区

中央高齢・障害者相談課
電話：042-769-9266

南区

南高齢・障害者相談課
電話：042-701-7722

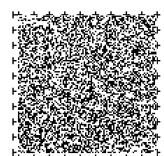
【JEED問い合わせ先】

<雇用先企業の事業所所在地が神奈川県内の場合>

神奈川支部 高齢・障害者業務課 ☎045-360-6010

<雇用先企業の事業所所在地が東京都内の場合>

東京支部 高齢・障害者窓口サービス課 ☎03-5638-2284



相模原市

重度障害者等

就労支援

特別事業



職場等に障害福祉サービス事業所からヘルパーを派遣することにより、就労する重度障害者等の方を支援します

支援の内容

通勤や職場等で、重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等の支援をします。



業務に関する支援

パソコンの準備・入力、代読・代筆、書類の整理、業務上の移動・外出付き添いなど

※障害特性が理由で行うことができない作業部分のみの代行が対象です。
※ヘルパーが本人に代わって判断する業務は対象となりません。



業務外に関する支援

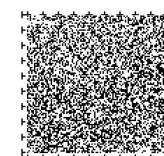
食事・トイレ介助、喀痰吸引や体位の変換、座位保持、安全確保のための見守りなど



通勤支援

公共交通機関（タクシー、介護タクシーを除く）や徒歩での通勤が対象

令和7年9月版



対象者

次のすべてに該当する方

- 相模原市内に居住している（就労場所は問いません）。
- 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている。
- 民間企業に雇用されている（1週間の所定労働時間が10時間以上。年度内に10時間以上を目指すことが確認できる場合を含む）。又は自営業者等として就労している（1週間に自営業等に従事する時間が10時間以上を基本）。

※自営業者等とは、雇用には属さない有償の働き方をしている方で、企業の代表者、役員等も含まれます。
※就労継続支援A型事業所の利用者、公務員等の公務部門に雇用される方その他これに準ずる方は対象になりません。

民間企業に雇用されている場合

雇用先企業が、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の助成金を受ける場合に、JEED 助成金の対象外の部分で利用できます。

JEED 助成金の対象

- 【業務に関する支援】
- パソコンの準備・入力、代読・代筆、書類の整理、業務上の移動・外出付き添いなど

- 通勤支援（年度ごと3か月目まで）

本事業の対象

- 【業務外に関する支援】
- 食事・トイレ介助、喀痰吸引や体位の変換、座位保持、安全確保のための見守りなど

- 通勤支援（4か月目以降）

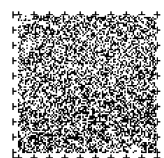
本事業の利用により受けられるJEED助成金

- 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金
- 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

※これら以外の助成金を受けていても本事業は利用できません。

自営業者等の場合

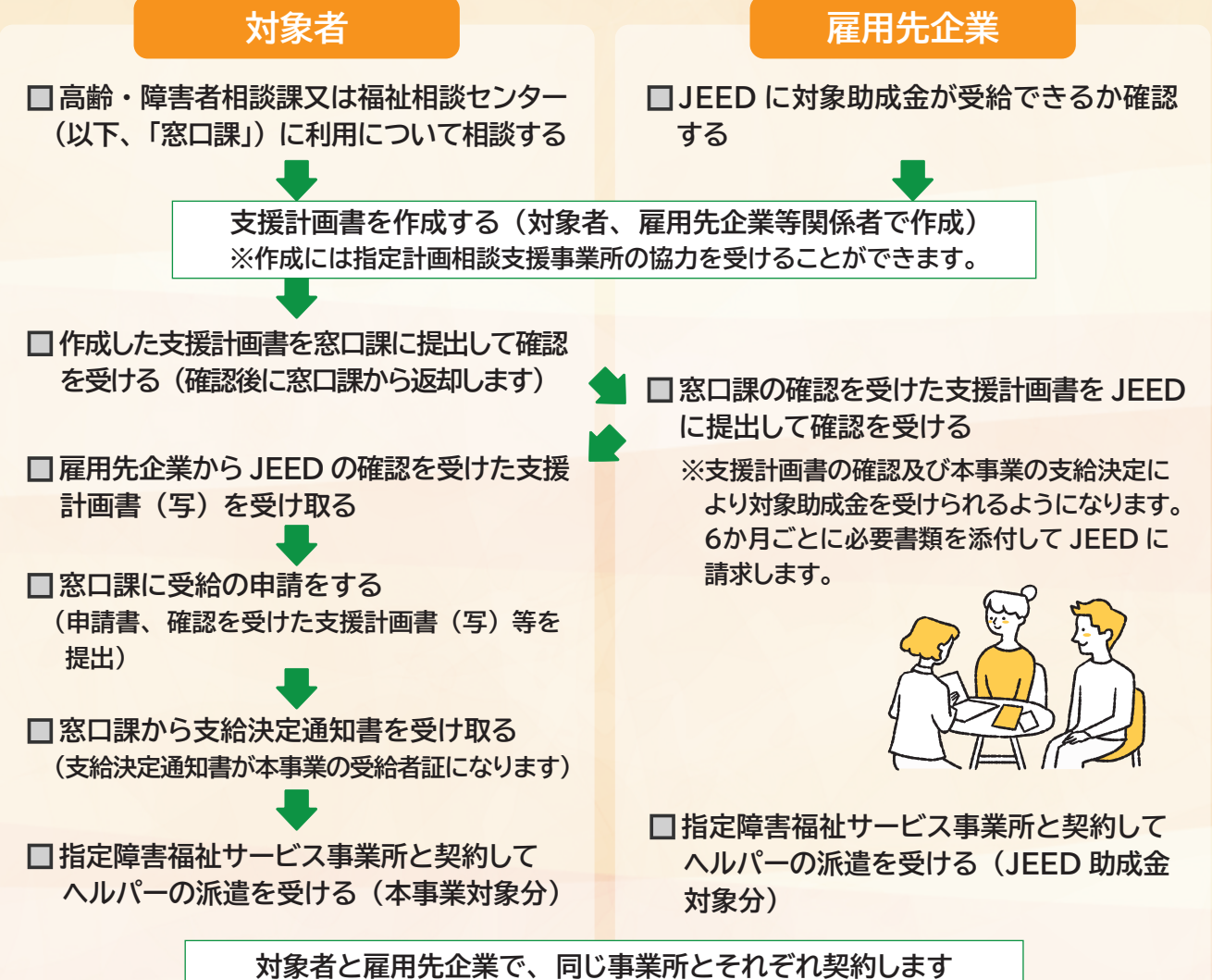
【業務に関する支援】【業務外に関する支援】【通勤支援】
すべてが本事業の対象となります。



手続きの流れ

※支援の決定期間は、支給決定日の属する年度末までとなり、年度ごとに申請が必要です。

民間企業に雇用されている場合



自営業者等の場合

